

## 事務局説明資料

---

2026年2月26日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 第1回有識者会議での主な意見

## スリム化・ プリンシプル化

- 方向性に賛成。(多数)
- コード全体を再構成することで実質化を図るべき。
- 株主との対話の重要性が低下しないような改訂とすべき。
- 過度なスリム化、性急な規定の削除や再分類には慎重を期すべき。重要な項目が削除されて、政策的な重要性もなくなったというように捉えられないように考慮すべき。
- コードの記載から外れると「対応不要となった」と誤解されかねないため、可能な限り「考え方」に残すべきであり、削除する原則について企業・投資家の認識のずれが生じないようにコミュニケーションを工夫する必要がある。
- コンプライ・オア・エクスプレインの対象である「原則」と対象外の「考え方」の関係性の整理が必要不可欠。プリンシプルベースに立ち返り、まさにプリンシプルとすべきものを原則に格上げするという基準で判断すべき。
- 「負担」軽減という点に関して、統合報告書に力を入れている会社が多いことからすると、工数や費用だけを「負担」と捉えるのは誤り。どのように対応すべきかがわからないこと、エクスプレインがどのような評価をされるのかわからないことへの不安が「負担」なのだとする、スリム化・プリンシプル化により会社が自らの頭で考えなくてはならなくなること自体が新たな「負担」となりかねない。
- 現行コードにはハウツー的な内容があるが、コードは本来骨太の方針を示すべきもの。企業や投資家の類型によって対応が変わり得る点や、細目的な項目は、ガイドライン・アドバイス・好事例・ギャップ事例集でカバーする方針とすべき。

# 第1回有識者会議での主な意見

## 同一テーマの統合・整理

- 同一テーマを整理・統合するとの方向性について特段の反対なし。
- **サステナビリティ関連の規定**は統合すべき。第2章の原則の多くは第4章に統合可能。
- サステナビリティ、株主との対話に加え、**多様性に関する項目も重要性があるが分散している**。英国コードに倣って、多様性をどのように満たすかは会社が考えるべき事項として規定すべき。特に**指名委員会の重要性**や**グループガバナンスを含めたリスクマネジメント(守りのガバナンス)**についても、統合・整理して記載すべき。
- **企業が価値創造ストーリーを「上の句」として読んだうえで、「下の句」として株主との対話を行うことが重要**。原則3-1(i)、補充原則3-1③・4-1②・4-2②、原則5-2に分散しているため、これらを統合してその精神を示すべき。

## 序文

- **序文を追加することに賛成。(多数)**
- **コンプライ及びエクस्पラインの実施は投資家が納得できる内容とすべき旨も明記すべき。エクस्पラインのクオリティが重要。**
- 形式的なコンプライも多い中、**各企業の実態に応じて最適な手段を選択する機会とすることが重要であり、適切なエクस्पラインが重要であることの周知が必要。**
- 場合によっては**「コンプライ・アンド・エクस्पライン」の考え方**についても説明することは重要かつ有意義。
- **プリンシプルベース・アプローチの趣旨や精神**を明記することが適切。
- **多様なステークホルダーへの付加価値の分配、全てのステークホルダーにとってポジティブな成果を得ることを目的とする旨**についても盛り込んでどうか。
- **序文は、経営者に読んでもらい、意思決定を行う際の拠り所ともすべきもので、コード内で最も重要。**
- コードを一読しかしない経営者もいるため、**経営者が読むべきと思える内容**とすべき。
- **ガバナンス改革は成長投資を促すことに主眼がある**。原案の序文のように、コードの趣旨を序文に記載することは非常に重要。
- ショートターミズムが強くなっている中で、企業は、**ペイシャント・キャピタルを投下する投資家**に向き合い、**中長期的な成長に向けた観点から投資等を行うことが重要**であり、**企業が価値創造ストーリーを構築・説明する必要がある**。

# 第1回有識者会議での主な意見

## 経営資源の適切な配分

- 資本効率を高め、目指すべきB/Sを踏まえてどのように資金を用いるかという計画や、計画と実績に乖離が生じた場合の対応方法についても説明すべき。
- 投資家は株主還元のみではなく、資本構成が最適かを重視している。
- キャピタルアロケーションについては、重要なガバナンスの責任であり、特に、資本効率とROEの継続的な向上を求める。
- 経営資源の配分は企業の自律的な判断に委ねられるべき。「経営資源の適切な配分を通じた投資促進」をコードで規律することについては、極めて慎重な議論が求められる。株主還元圧力が一段と強まるおそれ。
- キャピタルアロケーションの開示・説明や投資の有効性の検証、次のアクションへの反映というPDCAが、経営者にとって非常に重要。
- 現預金のみを取り上げて検証・説明責任の対象とすることには違和感がある。投資の中には中長期で語る必要があるもの、リスクを語る必要があるものもある。投資が中長期的な成長に寄与することの説明が重要であり、特定の事項について一律に良くないものとするのは抵抗がある。
- 短期目線の投資家と中長期目線の投資家で利害が異なる水平的エージェンシー問題があることから、一時点ではなく、特に中長期な時間軸も踏まえて、多様なステークホルダーへの配分を考えるべき。
- 現預金額が相当大きくなっている一方で、投資額の低下、とりわけ労働分配率が低迷しているため、この点を十分認識して議論していくことが重要。
- 適切な成長投資のために企業の経営資源の配分の検討を促す方向性は基本的に望ましい。

## 有価証券報告書の定時株主総会前の開示

- 有価証券報告書は経営陣との対話の前提となるコアの情報が記載される書類。投資家による十分な検討期間、企業と対話する時間を確保するため、定時株主総会開催日前の十分な期間／数日より更に前の開示がなされるべき。3週間前の開示をコードに明記すべき。
- 非財務情報の開示等、企業の開示負担は増加。実現可能性も踏まえた制度となるよう、一本化・一体開示を含めた環境整備の検討が必要。

# 第1回有識者会議での主な意見

## 取締役会事務局の機能強化

- 取締役会事務局が期待される役割や「カンパニー・セクレタリー」の語をコードに明記すべき。
- 独立社外取締役の割合が高い会社や独立社外取締役が議長を務める会社では特に取締役会事務局の役割が重要であり、経営人材の育成の観点からも有意義な機会となる。

## (社外)取締役の質・量・独立性

- 独立社外取締役の機能不全が課題。数は格段に充実したが、質には懸念がある。取締役会が果たすべき監督の本質を理解し、企業価値向上策やガバナンスの在り方について投資家と対等に議論できる人材を登用すべき。平時からの質の向上も必要。社外取締役の使命・必要な覚悟・素質・行動規範等に関する独立した章を設けるべき。
- 独立社外取締役の独立性・多様性・スキル向上は改善の余地があり、コードにおいても強調されるべき。
- 独立社外取締役を過半数選任すること、議長の独立性を含む独立取締役のリーダーシップ、取締役トレーニングの促進を規定すべき。
- 原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)は、人数要件を満たすという形式的な遵守にとどまっている。
- 社外取締役は、独立した客観的な立場から、平時においては、経営陣に執行を委ねつつ取締役会における大局的な議論や意思決定に貢献すべき。他方、企業買収等の場面においては、特別委員会において企業価値向上の観点から中心的な役割を果たすことが求められる。質の改善に向けて、社外取締役の機能強化、役割の明確化、指名プロセスの透明性向上、スキル・マトリックスの改善、実効性評価の実効化による社外取締役の質の確保の重要性も強調することが考えられる。
- まずは社外取締役の見解、権限、活動状況、報酬等、実質化されているかが分かる情報の開示を進め、その上で実質化を図っていくという順序とすべき。
- 保有する政策保有株式の発行会社から派遣されている取締役に独立性が認められることは問題。
- 価値創造ストーリーをマネジメントできるようにするため、ボードの実質化が重要であり、ボードの役割を明確化すべき。
- 取締役会における適切なアジェンダ設定のためには、議長が機能することが必要。

# 第1回有識者会議での主な意見

## その他

- 企業におけるリスク管理の重要性が増している中、政策保有株式の保有は、リスク回避の手段にはならない。政策保有株式を一定期間内に売却した企業に対する優遇措置も含めて検討してもよい。
- 株主価値への貢献と連動した報酬体系の構築や、ガバナンスの取組状況の開示、取締役選任プロセスでの候補者の得票数の開示、良質な取締役会実効性評価なども、さらなるガバナンス実務の改善に資する。
- 政策保有株式はゼロにすべき。政策保有株式を持ち続ける正当性と解消に向けたタイムラインに関する、より明確な開示が期待される。
- 議決権行使助言会社の透明性や説明責任を強化する規制の検討が必要。
- 企業の開示負担は増加しており、成長戦略の策定や投資家との対話に経営資源を振り向けられない要因の一つとなっている。開示の在り方を抜本的に見直し、制度横断的に再整理することが必要。
- 「取締役会」、「経営陣」、「社外取締役」の役割分担を明確に書き分けてほしい。
- 別途ガイドラインが策定されている知的財産等、コードが様々な政策の出口とされていることには疑問。
- 外国人や中途採用の人材登用は重要ではあるものの、取締役会ではなく執行サイドの責務ではないか。
- 「考え方」という名称には重みがないため、「補充原則」等重みを感じられる名称を維持すべき。
- 価値創造ストーリーは社内横断的に作成する必要があるため、社内部門のコラボについても規定すべき。

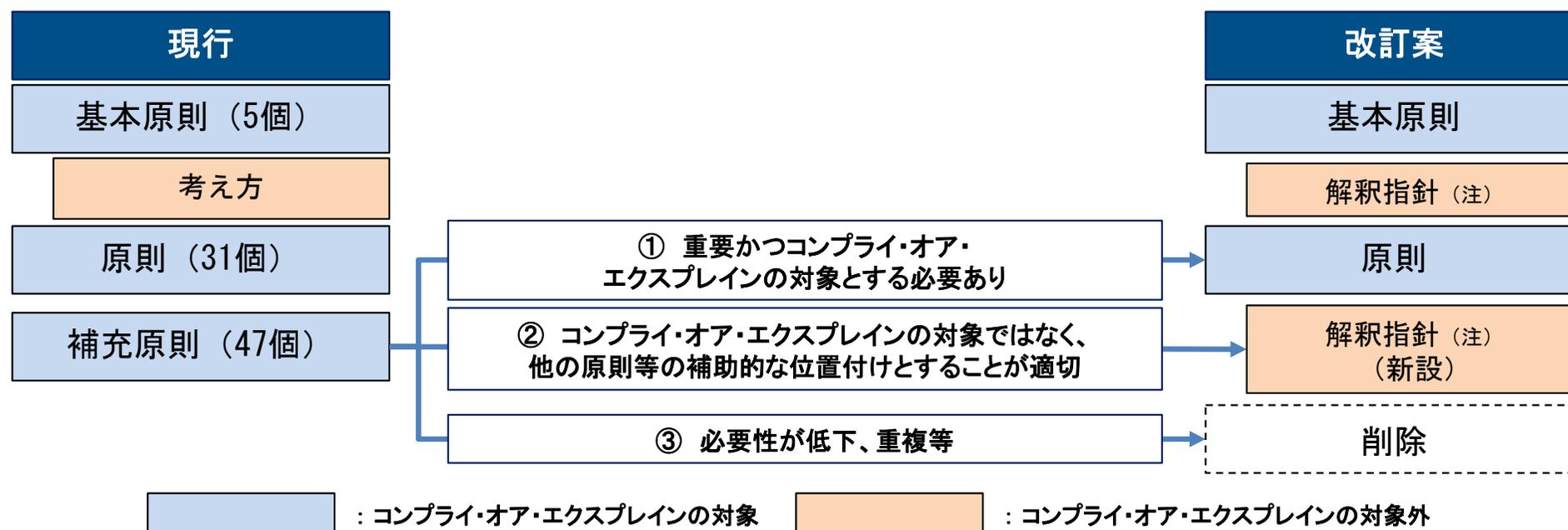
# コーポレートガバナンス・コードのプリンシプル化・スリム化

□ 第1回有識者会議において、以下の方向性で再整理を行うことについて、概ね賛同が得られた。

## 再整理の方向性(案)

- ① 現行実務等に照らし、引き続き、重要性が認められ、かつ、コンプライ・オア・エクスプレインの規律に付する必要性が認められる補充原則は原則に格上げする
- ② 現行実務等に照らし、コンプライ・オア・エクスプレインの規律の対象とするよりも、他の原則等の補助的な位置づけとしつつ、より実質的な対応を促進することが適切と考えられる箇所については、原則の「考え方」を新設した上で記載する
- ③ その他、実務への浸透が進む等によりコードに記載する必要性が低下した箇所、コード策定以降にルール化され重複が生じている箇所等は削除する

[第1回有識者会議におけるご意見等を踏まえた補充原則の再整理のイメージ(第1回有識者会議の事務局説明資料から修正して再掲)]



(注)第1回有識者会議の事務局説明資料においては「考え方」としていたもの。

## 改訂案の概要(1/2)

□ テーマごとに以下の方向性でコード改訂を行うことが考えられるか。

テーマ	コード改訂の方向性(案)
<p>序文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コーポレートガバナンス・コード原案(序文)を参考に、以下の内容を含む<b>序文を新設</b>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本コードの目的</li> <li>➤ プリンシプルベース・アプローチ(原則主義)及びコンプライ・オア・エクスプレインの説明</li> <li>➤ 企業の置かれた状況によっては、エクスプレインすべき場合があること</li> <li>➤ コンプライする理由について説明することも建設的な対話に資する取組みとして望ましいこと</li> <li>➤ 「解釈指針」の位置付け</li> <li>➤ プリンシプル化・スリム化の趣旨</li> </ul> </li> </ul>
<p>株主との対話 (同一テーマの統合・整理の対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建設的な対話に向けて取り組むことが引き続き重要。<b>株主に関する第1章(株主の権利・平等性の確保)と第5章(株主との対話)を統合し、重要性に鑑みコードの冒頭に規定</b>。</li> </ul>
<p>取締役会 (同一テーマの統合・整理の対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取締役会の機能強化に向けた取組みが引き続き重要であることから、<b>取締役会の中核的な責務は原則に格上げしつつ、具体的な記述や例示部分は「解釈指針」に移管</b>。</li> <li>• 全社リスク管理体制の整備が適切に行われるよう、4-3(経営陣・取締役に対する実効的な監督)の「解釈指針」にサイバーセキュリティリスク、サプライチェーン途絶リスク、情報流出リスク等への対応も考慮事項に含まれ得る旨を規定。</li> <li>• 社外取締役の実効性向上に向け、<b>社外取締役に求められる役割・責務、質・量の確保、独立性確保に関し趣旨を明確化(4-7、4-8、4-9)</b>。</li> <li>• <b>取締役会事務局(コーポレートセクレタリー等)の役割・機能を4-12(取締役会における審議の活性化)・4-13(情報入手と支援体制)の「解釈指針」に追加し両原則を統合</b>。</li> </ul>

※ 基本原則・原則・補充原則の番号は、特段の断りのない限り、いずれも現行コードにおけるもの。

## 改訂案の概要(2/2)

テーマ	コード改訂の方向性(案)
<p>経営資源の配分 (同一テーマの統合・整理の対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-2②後段(経営資源の配分・事業ポートフォリオに関する戦略の実行の監督)・5-2(経営戦略や経営計画の策定・公表)・5-2①(経営戦略等における事業ポートフォリオの基本的方針・見直し状況)を、4-1(企業戦略等の大きな方向付け)・4-2(適切なリスクテイクを支える環境整備)及びそれらの「解釈指針」に統合・整理。</li> <li>取締役会は、会社の目指すところに向けた<b>成長の道筋を構築・提示する役割・責務</b>を負う旨を規定(4-1)。</li> <li>取締役会は、成長の道筋を踏まえた成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の<b>経営資源の配分</b>に関して具体的に何を執行するのかについて説明すべき旨を規定(4-1)。</li> <li><b>様々な投資機会を認識しつつ適切に資源配分を行うべき</b>であり、現預金を投資等に有効活用できているかを含め、<b>現状の配分が適切かについて、取締役会は不断に検証すべき旨</b>を規定(4-2)。</li> </ul>
<p>サステナビリティ (同一テーマの統合・整理の対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-3(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)・2-3①(サステナビリティ課題への取組み)・4-2②前段(サステナビリティを巡る取組みの基本的方針)を、新設する4-4(サステナビリティを巡る取組み)及びその「解釈指針」に<b>取締役会の役割・責務として統合・整理</b>。</li> <li>多様性確保は引き続き重要であるため、2-4①(中核人材の登用等における多様性確保、人材育成方針と社内環境整備方針)を原則に格上げ。</li> </ul>
<p>政策保有株式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮減は進んでいるものの、引き続き重要であるため、1-4①(取引の縮減を示唆することなどにより株式の売却を妨げること)・1-4②(政策保有株主との取引)を<b>原則に格上げ</b>。</li> </ul>
<p>有価証券報告書の 定時株主総会前の開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券報告書には投資家の意思決定に有用かつ信頼性の高い情報が豊富に含まれていることため、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を促進する観点から、原則1-2(株主総会における権利行使)に新たに規定。</li> </ul>

※ 基本原則・原則・補充原則の番号は、特段の断りのない限り、いずれも現行コードにおけるもの。

## 原則に格上げする補充原則(案)

- テーマごとの改訂の方向性(スライド7・8)も踏まえ、以下の補充原則については、引き続き、**コードに記載する重要性があり、かつ、コンプライ・オア・エクスプレインの規律に付すことにより実質的な対応を推進する必要性があるため、原則に格上げすることが適切と考えられる。**

補充原則	概要
1-1①	相当数の反対票が投じられた会社提案議案の分析・対応
1-2①、③、④後段	株主総会における情報提供、日程の適切な設定、議決権電子行使プラットフォームの利用
1-4①、②	政策保有株式の「売らせない圧力」の禁止、経済合理性の検証
<u>2-4①</u> 前段、後段	多様性確保の考え方・測定可能な目標、方針・実施状況の開示
3-1②前段	英文開示
4-1③	CEO等の後継者計画
4-3①、②、③	経営陣幹部・CEOの選解任
<u>4-8①、②</u>	独立社外取締役による情報交換・認識共有、経営陣・監査役(会)との連携
4-8③前段	支配株主を有する上場会社の独立社外取締役3分の1以上(プライム上場会社は過半数)
4-10①後段	プライム上場会社の任意の委員会の独立性に関する開示
<u>4-11①</u> 前段、後段	取締役会のバランス・多様性・規模の考え方、取締役の選任方針・手続の開示
<u>4-11③</u>	取締役会の実効性評価
4-14①前段、②	取締役・監査役による会社の事業・財務・組織等に関する知識の習得、トレーニングの方針の開示
5-1①	株主との対話の対応者

※ 基本原則・原則・補充原則の番号は、特段の断りのない限り、いずれも現行コードにおけるもの。

※ 下線を付した補充原則は、当該規定の一部を原則に格上げする。

## 「解釈指針」に移管する原則等(案) (1/2)

- テーマごとの改訂の方向性案(スライド7・8)も踏まえ、以下の原則等については、引き続きコードに記載する重要性を有するものの、これらの原則等自体をコンプライ・オア・エクスプレインの対象とするよりも、原則の「解釈指針」(コンプライ・オア・エクスプレインの対象外)に記載することにより他の原則等の補助的な位置づけとしつつ、より実質的な対応を促進することが適切と考えられる。

原則・補充原則	概要
1-1③	株主の権利・平等性の確保(基本原則1)のための少数株主権への配慮
1-2②、④前段、⑤	株主総会における権利行使(1-2)のための、招集通知の記載情報の早期公表、議決権電子行使の環境整備、実質株主による議決権行使のための検討
1-3	株主の権利・平等性の確保(基本原則1)のための資本政策の基本的な方針の説明
2-2、2-2①	取締役会・経営陣による企業文化・風土の醸成(基本原則2)のための行動準則の策定・実践、実質的な定期レビュー
2-3①	サステナビリティ課題への対応(2-3)の具体的な方策
2-4	社内の多様性確保(2-4)を行う目的
2-4①前段、後段	多様性(2-4)の例示、人材育成・環境整備の方針・実施状況の開示(2-4①後段)の理由
2-5、2-5①	内部通報体制整備(2-5)の観点・例示
3-1	適切・正確かつ有用性が高い情報開示(基本原則3)の観点
3-1③前段	経営戦略等の策定・公表(4-1)に当たっての留意点
3-2①、②	適切な監査の確保のための適切な対応(3-2)の例示
4-1②	会社の目指すところの確立・戦略的な方向付け(4-1)のための例示を含む
4-2、4-2①	適切なリスクテイクを支える環境整備(4-2)に関する取締役会の姿勢、取締役報酬のインセンティブ付け(4-2)の観点・具体策

※ 基本原則・原則・補充原則の番号は、特段の断りのない限り、いずれも現行コードにおけるもの。

※ 下線を付した原則・補充原則は、当該規定の一部を「解釈指針」に移管する。

## 「解釈指針」に移管する原則等(案) (2/2)

- テーマごとの改訂の方向性案(スライド7・8)も踏まえ、以下の原則等については、引き続きコードに記載する重要性を有するものの、これらの原則等自体をコンプライ・オア・エクスプレインの対象とするよりも、原則の「解釈指針」(コンプライ・オア・エクスプレインの対象外)に記載することにより他の原則等の補助的な位置づけとしつつ、より実質的な対応を促進することが適切と考えられる。

原則・補充原則	概要
<u>4-3</u> 、4-3④	経営陣・取締役の監督(4-3)の観点、内部統制・リスク管理体制の整備(4-3)の具体策
4-4、4-4①後段	監査役の役割・責務(4-4)の例示、社外取締役との連携
4-5	取締役・監査役等の受託者責任
4-6	経営の監督(4-3)の実効性確保のための監督と執行の分離の具体例
<u>4-8①</u> 、②	独立社外取締役の機能発揮(新設する4-11)の例示
4-8③後段	独立社外取締役3分の1以上の選任(4-8③前段)に代わる特別委員会の設置
4-10①前段	任意の仕組みの活用(4-10)の具体的場面
<u>4-11①前段</u> 、②前段、③	取締役の選任に関する方針・手続の開示、取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(4-11)の例示、実効性評価の具体的方法
4-12①	取締役会の審議活性化(4-12)のための具体的方法
4-13③	取締役・監査役による情報入手(4-13)のための具体的方法
基本原則5後段	株主との建設的な対話(基本原則5前段)の目的・姿勢
5-1②	株主との建設的な対話を促進するための方針(5-1)の具体的内容
5-2①	経営戦略・経営計画の策定・公表にあたっての説明(5-2)の具体的内容

※ 基本原則・原則・補充原則の番号は、特段の断りのない限り、いずれも現行コードにおけるもの。

※ 下線を付した原則・補充原則は、当該規定の一部を「解釈指針」に移管する。

## コードから削除する原則等(案) (1/2)

- コードの策定から約10年が経過し、コーポレートガバナンス体制が形式的には整いつつあるなど、コーポレートガバナンス改革は一定進展。これに伴い、各機関の機能・役割・責務・権限など、企業のコーポレートガバナンスに関する認識・理解も高まったと評価できる。
- 以下の原則等については、**実務上浸透したと考えられることから、引き続きコードに規定しておく必要性が低い**ため、**削除することが適切**と考えられる。

削除理由	原則等	概要	コンプライ率 (参考)
実務上浸透した と考えられる	1-1②	取締役会への授権を株主総会に提案する際の考慮事項	99.9%
	基本原則4後段	取締役会の役割・責務は機関設計を問わず果たされるべき	100.0%
	基本原則4「考え方」(一部)	3種類の機関設計の解説	対象外
	4-1①	取締役会から経営陣への委任の範囲の開示	99.8%
	4-4①前段	監査役会の機能(独立性と情報収集力の有機的組合せ)	99.9%
	5-1③前段	自社の株主構造の把握	99.8%

※ 基本原則・原則・補充原則の番号は、特段の断りのない限り、いずれも現行コードにおけるもの。

※ 「コンプライ率」は、プライム市場、スタンダード市場に株式を上場している全ての内国会社が提出したCG報告書(2024年7月12日時点)より分析。

## コードから削除する原則等(案) (2/2)

- 以下の原則等については、コード内での重複又は他の法令等との重複があり、引き続きコードに規定しておく必要性が低いため、削除することが適切と考えられる。

削除理由	原則等	概要	コード内の重複箇所・重複する法令等	コンプライ率(参考)
コード内での重複がある	1-1	株主の権利の確保	基本原則1	100.0%
	<u>1-7</u>	関連当事者間の取引	4-3	99.8%
	3-1①	ひな型的・具体性を欠く開示を避けるべき	基本原則3及び同「考え方」	99.8%
	<u>4-3</u>	適時・正確な情報開示の監督	基本原則3、3-1	99.5%
	4-13①	取締役・監査役による追加の情報入手	4-13	100.0%
	4-13②	会社負担での外部専門家の助言の取得	4-13	100.0%
	4-14①後段	取締役・監査役就任後の研鑽	4-14	98.7%
法令等との重複がある	1-5	買収防衛策	上場規程(適時開示)	99.4%
	1-5①	TOBIに付された場合の取締役会の考え方等	金商法、上場規程(適時開示)	99.9%
	1-6	増資、MBO等の資本政策	上場規程(適時開示)	100.0%
	3-1②後段	プライム上場企業の英文開示	上場規程	<u>96.6%</u>
	3-1③後段	プライム上場企業のTCFD同等の開示	金商法(有価証券報告書)	<u>85.8%</u>
	<u>4-9前段</u>	独立社外取締役の独立性判断基準の開示	金商法(有価証券報告書)	97.2%
	4-11②後段	取締役・監査役の兼任状況の開示	会社法(事業報告・総会参考書類)、 金商法(有価証券報告書)	99.9%
	5-1③後段	株主構造の把握への株主の協力	スチュワードシップ・コード(実質株主透明性)	99.8%

※ 基本原則・原則・補充原則の番号は、特段の断りのない限り、いずれも現行コードにおけるもの。 ※ 下線を付した原則は、当該規定の一部を削除する。

※ 「コンプライ率」は、プライム市場、スタンダード市場に株式を上場している全ての内国会社が提出したCG報告書(2024年7月12日時点)より分析。下線を付した補充原則は、プライム市場のみを対象とするもの。

(出典)東京証券取引所「コーポレートガバナンス白書2025」

# ご議論いただきたい事項

## 【全体】

資料3-1、3-2で示されたコーポレートガバナンス・コードの改訂案について、

- (1) コーポレートガバナンス改革の実質化につながるよう、法令等との重複がある箇所等を削除しつつ、企業が重要な項目に注力できるよう後押ししうるものとなっているか。
- (2) 原則等の再整理の方針案(スライド7~13)は適切か。特に、①原則に格上げする補充原則、②「解釈指針」に移管する原則等、③コードから削除する原則等に適切に分類されているか。

## 【個別】

- (3) 序文は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を的確かつ簡潔に表現したものとなっているか。
- (4) 以下の事項の改訂を含む改訂案原則及びこれらの解釈指針について、どう考えるか。
  - ✓ 経営資源の適切な配分(改訂案原則4-1、4-2)
  - ✓ 有価証券報告書の定時株主総会前の開示(改訂案原則1-2)
  - ✓ 取締役会事務局の役割(改訂案原則4-13)
  - ✓ 独立社外取締役に求められる役割・責務、独立社外取締役の質・員数・独立性の確保について整理し、趣旨を明確化(改訂案原則4-7~4-10)